第十六条の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第四十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第九十六条第五項の項中「及び第四項」の下に「、第四十八条の二十四」を加える。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第四条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項及び第二項、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「及び第二項」の下に「、第四十八条の二十から第四十八条の二十二まで、第四十八条の二十四」を加え、同表第四十七条の八第二項、第四十八条の十八第三項の項の次に次のように加える。

第四十八条の二十三	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣

（山村振興法施行令の一部改正）

第五条　山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改め、同条第六項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第六条　豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第七条　半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改め、同条第六項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第八条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改め、同条第六項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第九条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十五号、第二十六号、第二十八号、第二十九号及び第三十四号」を「第二十四号（同法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」に、「及び第四号」を「、第四号及び第十三号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「部分及び」を「部分」に改め、「策定に係る部分」の下に「及び同項第二十四号に規定する道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分」を加え、同条第四項中「同項第三十号」を「同項第三十一号」に改める。

第十一条第一号中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号及び第二十九号」を「第四条第一項第二十九号及び第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十八号若しくは第二十九号」を「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」に改め、同条第五項中「又は第三十号」を「、第二十四号（同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）又は第三十一号」に改める。